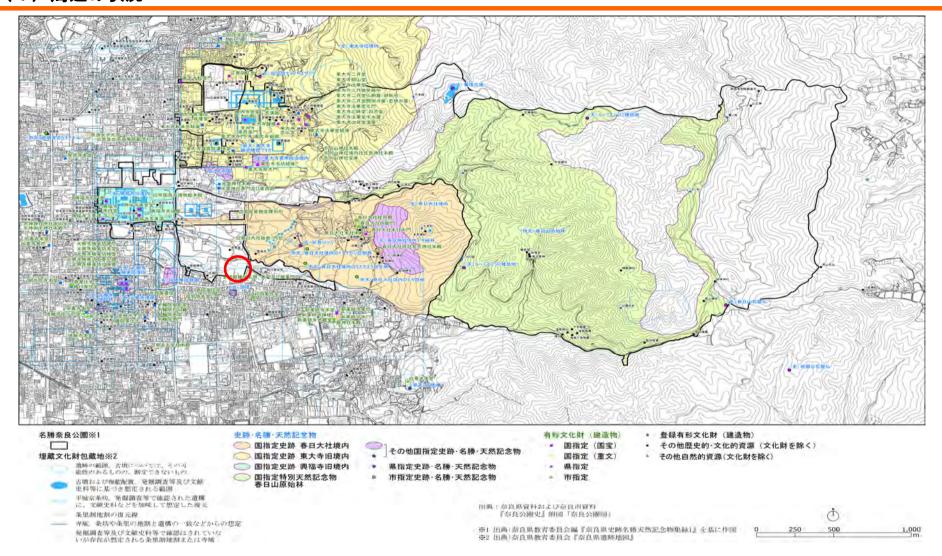
1. 目指すところ

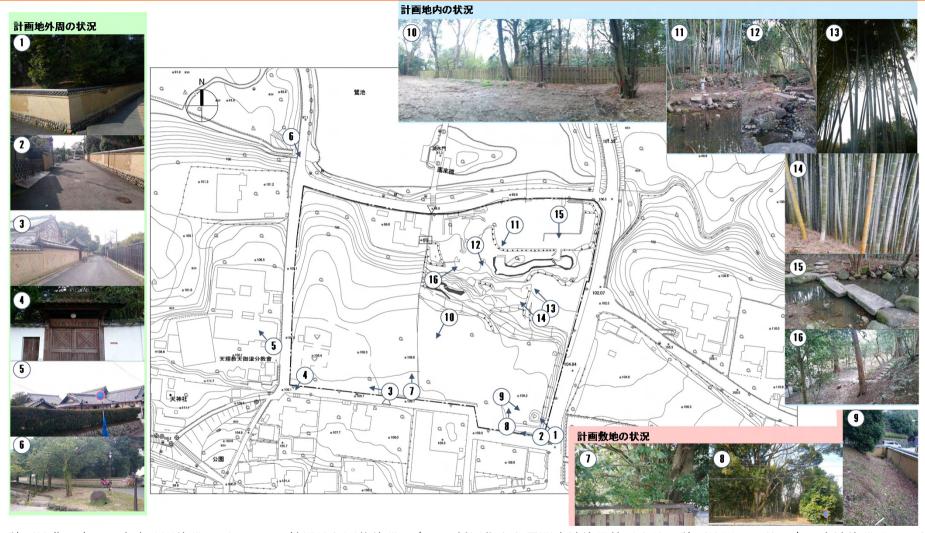
(1) 周辺の状況



- ・ 計画地は、近鉄奈良駅から南東へ直線距離で約1.2km、JR奈良駅からは東へ約1.8kmに位置する。
- ・ 奈良公園南端部に立地する面積約1.3haの低未利用地であり、鷺池と浮見堂の南側に位置し、計画地の北東には奈良公園内で最大規模の飛火野園地が 広がっている。
- ・ 計画地の南側は、住宅地であり県道を南下したところに奈良教育大学や奈良女子大学付属中等教育学校などの文教施設が立地している。

1. 目指すところ

(2)計画地の状況



- ・ 計画地北・東には奈良公園施設、西には天理教用地と団体施設、南には低層住宅と民間宿泊施設等が立地。計画地周辺以外に南の宿泊施設沿いにも 築地塀が設置されており地区全体に趣がある。
- ・ 計画敷地は、南の高台・北の広場・南北間の斜面の3つの空間から構成されている。
- ・ 計画敷地に既存建築物は存在せず、木々が生い茂っている状況。かつての庭園跡がみられ池跡、滝跡があるほか、石積の様式なども多様であること が確認された。

1. 目指すところ

(3) 奈良公園基本戦略における位置づけ



III. 高畑町裁判所跡地

2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

検討フロー

1. 目指すところ

- (1) 周辺の状況
- (2) 計画地の状況
- (3) 奈良公園基本戦略における 位置づけ

3. 高畑町裁判所跡地の整備の考え方

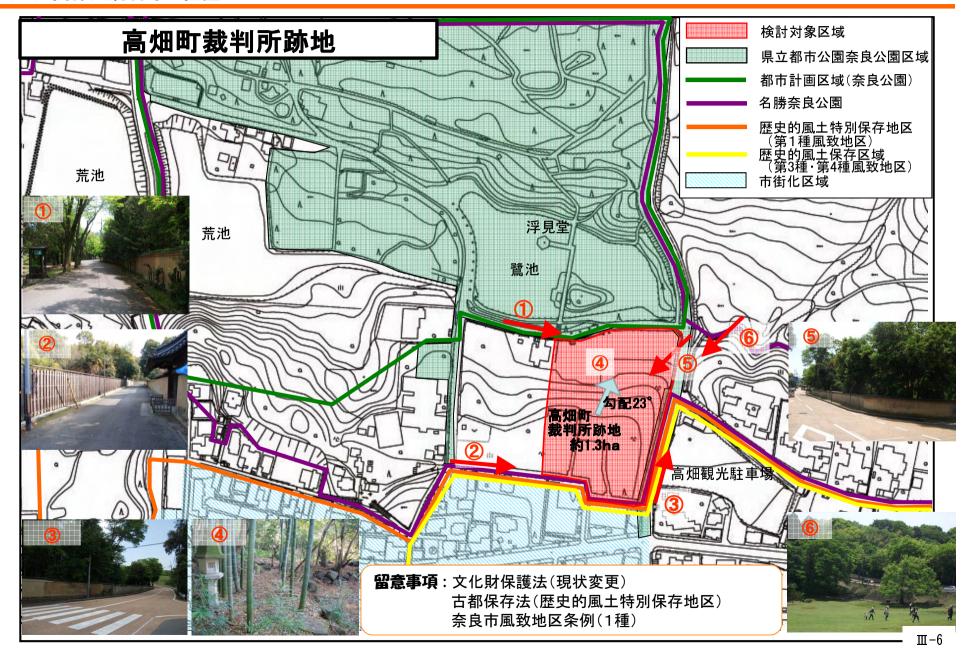
- (1) 価値を高める整備
- (2) 導入機能・施設の基本的な方針
- (3) 土地利用ゾーニング(案)

2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

- (1) 関係法規制等の把握
- (2) 価値の保存管理・活用の考え方
- (3) 高畑町裁判所跡地の価値の確認

2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

(1)関係法規制等の把握



2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

(1)関係法規制等の把握

項目 高畑町裁判所跡地

文化財保護法

奈良公園(国指定名勝)

【現状変更等の制限】

・現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を要する。(文化財保護法第125条第1項)

【行為実施にあたっての留意事項等】(「名勝奈良公園保存管理・活用計画」平成23年3月)

- ・地形の改変は最小に留めることを基本とする。
- ・周辺の景観と調和に配慮し、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法を検討し、 実施する。
- ・行為対象地において重複する有形文化財、記念物等の文化財については、対象となる文化 財の保存・保全を原則として、必要に応じて文化庁と協議を行うなど、名勝奈良公園を構成す る本質的価値を構成する要素への影響に配慮した方法を検討し、適切な措置を講ずる。
- ・大規模となるものや恒久的な工事等となる行為においては、将来に亘る名勝の価値の維持 向上に資するため、計画的に実施する。
- ・名勝として適切な行為内容とするとともに、行為の対象に関連する法制度等(歴史的風土特別保存地区、風致地区等)に準拠し、その取扱の整合を図る。